

鹿 児 島 県 公 報

平成19年11月6日（火）第2340号



鹿児島県

発行 鹿児島県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編集 総務部学事法制課

印刷 出納局管理調達課

定価 送料共1箇所2,650円

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 団体営土地改良事業の工事の完了（農地整備課取扱い） 1
○保安林の指定予定（6件）（森林整備課取扱い） 1
○保安林の指定の解除（森林整備課取扱い） 2

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する公告（商工政策課取扱い） 2
○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（6件）
（商工政策課取扱い） 3
○開発行為に関する工事の完了公告（2件）
（建築課取扱い） 5

選挙管理委員会告示

- 選挙運動費用収支報告書の要旨の公表
（選挙管理委員会取扱い） 5

公安委員会告示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い） 6

告 示

鹿児島県告示第1627号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、中種子町が行う土地改良事業団体営元気な地域づくり交付金（旧：基盤整備促進）（農道整備）伏之前地区の工事が平成18年9月19日に完了した旨の届出があった。

平成19年11月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1628号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成19年11月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

日置市吹上町田尻字赤木4573番、4574番1、吹上町永吉字栄林9731番1、字二牟礼11450番、字葡萄迫11859番、いちき串木野市川上字松遍2842番、字小坂ノ口2857番、字廣野2873番1から2873番5まで、字藤次谷3279番1、3279番12、字久保野3391番1、3391番88、3391番91、3391番97、字五文坂3414番1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1629号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成19年11月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

川辺郡知覧町郡字宮内釜下10473番1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び知覧町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1630号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成19年11月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

川辺郡知覧町郡字井手檜山上10492番、字苔山10495番、字彌左堀10523番、字新立野10524番、字鉄山ノ上10555番

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び知覧町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1631号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成19年11月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
川辺郡知覧町永里字手水谷10713番，字荒嶽11662番
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び知覧町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1632号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により，次のとおり保安林として指定する予定である。

平成19年11月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
出水市下大川内字西ノ谷1091番1，字上西ノ谷1109番2，字先小櫃1151番，1151番1，字飛久留1237番
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1633号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により，次のとおり保安林として指定する予定である。

平成19年11月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
日置市吹上町永吉字小山瀬戸10660番2，字高田10796番，10797番2，10801番2，いちき串木野市川上字才野井川ノ上4061番4
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1634号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により，次のとおり保安林の指定を解除する。

平成19年11月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鹿児島市油須木町384番2から384番4まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため



大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので，関係書類を平成19年11月6日から4月間，鹿児島県商工労働部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお，法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは，「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては，名称，代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を，平成19年11月6日から4月以内に，鹿児島県商工労働部商工政策課に到着するように提出すること。

平成19年11月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベスト電器指宿店
指宿市東方字萩原8349番1 外24筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社カコイエレクトロ 代表取締役 梅井銀二郎
鹿児島市錦江町9番25号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社カコイエレクトロ 代表取締役 梅井銀二郎
鹿児島市錦江町9番25号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年6月23日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,463平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
第1駐車場 建物南側 14台
第2駐車場 建物敷地西側隔地 71台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
第1駐輪場 建物北西側 20台
第2駐輪場 建物南側 22台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北西側 98平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物北側 11立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻 午前10時

イ 閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後9時15分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口2箇所 第1駐車場敷地南側及び第2駐車場南側

入口2箇所 第1駐車場敷地西側及び第2駐車場東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

7 届出年月日

平成19年10月22日

大規模小売店舗の届出事項の変更にに関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成19年11月6日から4月間、鹿児島県商工労働部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成19年11月6日から4月以内に、鹿児島県商工労働部商工政策課に到着するように提出すること。

平成19年11月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コミュニティプラザあいら

始良郡始良町西餅田字森ノ下290番1 外9筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

ア 変更前 鹿児島県くみあい開発株式会社 代表取締役 永野等

鹿児島市鴨池新町15番地

イ 変更後 鹿児島県くみあい開発株式会社 代表取締役 丸山義治

鹿児島市鴨池新町15番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

ア 変更前 株式会社Aコープ鹿児島 代表取締役社長 丸山洋一

鹿児島市西別府町3200番地9

イ 変更後 株式会社エーコープ鹿児島 代表取締役社長 田崎俊一郎

鹿児島市西別府町3200番地9

3 変更年月日

(1) 2の(1) 平成18年8月24日

(2) 2の(2) 平成19年7月5日

4 届出年月日

平成19年10月3日

大規模小売店舗の届出事項の変更にに関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成19年11月6日から4月間、鹿児島県商工労働部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成19年11月6日から4月以内に、鹿児島県商工労働部商工政策課に到着するように提出すること。

平成19年11月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鹿児島ふるさと物産館

鹿児島市七ツ島一丁目66番1号及び同市下福元町字下橋木6708番地2（一部）

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 変更前 株式会社エーコープ鹿児島 代表取締役社長 丸山洋一

鹿児島市西別府町3200番地9

(2) 変更後 株式会社エーコープ鹿児島 代表取締役社長 田崎俊一郎

鹿児島市西別府町3200番地9

3 変更年月日

平成19年7月5日

4 届出年月日

平成19年10月3日

大規模小売店舗の届出事項の変更にに関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成19年11月6日から4月間、鹿児島県商工労働部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成19年11月6日から4月以内に、鹿児島県商工労働部商工政策課に到着するように提出すること。

平成19年11月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コミュニティプラザAコープいしき

ホームマートニシムタ伊敷ニュータウン店

鹿児島市伊敷台二丁目27番1号 外1筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

ア 変更前 鹿児島県くみあい開発株式会社 代表取締役 永野等

鹿児島市鴨池新町15番地

イ 変更後 鹿児島県くみあい開発株式会社 代表取締役 丸山義治

鹿児島市鴨池新町15番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

ア 変更前 株式会社Aコープ鹿児島 代表取締役社長 丸山洋一

鹿児島市西別府町3200番地9

イ 変更後 株式会社エコープ鹿児島 代表取締役社長 田崎俊一郎

鹿児島市西別府町3200番地9

3 変更年月日

(1) 2の(1) 平成18年8月24日

(2) 2の(2) 平成19年7月5日

4 届出年月日

平成19年10月3日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成19年11月6日から4月間、鹿児島県商工労働部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成19年11月6日から4月以内に、鹿児島県商工労働部商工政策課に到着するように提出すること。

平成19年11月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

Aコープ郡山店

鹿児島市郡山町714番地1

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 変更前 株式会社エコープ鹿児島 代表取締役社長 丸山洋一

鹿児島市西別府町3200番地9

(2) 変更後 株式会社エコープ鹿児島 代表取締役社長 田崎俊一郎

鹿児島市西別府町3200番地9

3 変更年月日

平成19年7月5日

4 届出年月日

平成19年10月3日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成19年11月6日から4月間、鹿児島県商工労働部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成19年11月6日から4月以内に、鹿児島県商工労働部商工政策課に到着するように提出すること。

平成19年11月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コミュニティプラザ国分

霧島市国分福島1720外17筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 変更前 株式会社エコープ鹿児島 代表取締役社長 丸山洋一

鹿児島市西別府町3200番地9

(2) 変更後 株式会社エコープ鹿児島 代表取締役社長 田崎俊一郎

鹿児島市西別府町3200番地9

3 変更年月日

平成19年7月5日

4 届出年月日

平成19年10月3日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成19年11月6日から4月間、鹿児島県商工労働部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成19年11月6日から4月以内に、鹿児島県商工労働部商工政策課に到着するように提出すること。

平成19年11月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

Aコープ西いずみ店

出水市大野原町1860番地

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

ア 変更前 株式会社エコープ鹿児島 代表取締役 丸山洋一

鹿児島市西別府町3200番地9

イ 変更後 株式会社エコープ鹿児島 代表取締役社長 田崎俊一郎

鹿児島市西別府町3200番地9

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

ア 変更前 株式会社エコープ鹿児島 代表取締役 丸山洋一

鹿児島市西別府町3200番地9

イ 変更後 株式会社エコープ鹿児島 代表取締役社長 田崎俊一郎

鹿児島市西別府町3200番地9

3 変更年月日

平成19年7月5日

4 届出年月日

平成19年10月3日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年11月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（1工区）

鹿屋市串良町下小原字遠見ヶ岡3934番1の一部、3934番6の一部、3944番1の一部、3944番2の一部、3952番1の一部、3952番2の一部、3957番1の一部、3957番2の一部、3958番1の一部、3958番3の一部及び3957番2地先町道の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

鹿屋市共栄町20番1号

肝属地区一般廃棄物処理組合

管理者 山下栄

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年11月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

肝属郡肝付町富山字下上牧1716番4、1717番4、1718番2、1718番3、1718番4、1718番7、1718番8、1718番11、1718番12、1718番13、1723番7、1724番1、1724番2、1724番3、1724番4、1724番5、1724番6、1724番7及び1725番2並びに字今市牧1726番3、1726番4、1726番9、1727番3及び1727番4並びに字街道添1953番7、1954番1、1954番2、1957番1、1957番2、1957番3、1958番、1959番1、1959番2、1960番、1961番1、1961番2、1961番3及び1962番2

2 公共施設の種別、位置及び区域

道路 肝属郡肝付町富山字下上牧1723番7の一部並びに字今市牧1726番3の一部、1726番9の一部、1727番3の一部及び1727番4の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

霧島市溝辺町有川2356番地

株式会社九州みぞべ興産

代表取締役 小原良弘

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第59号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条の規定により、平成19年7月29日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における各候補者の出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成19年11月6日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

平成19年7月29日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

42,279,900円

3 報告書の要旨

候補者氏名	加治屋義人	所属党派	自由民主党	期	6月18日から8月7日まで
出納責任者氏名	加治屋大和			間	第1回分

収 入

主たる寄附（氏名）（職業）（寄附額）	円
自由民主党	5,000,000
その他の収入	12,000,000

今回計 17,000,000

総計 17,000,000

支 出

人件費	5,715,000
家屋費	805,847
選挙事務所費	805,625
集会会場費	222
通信費	583,195
交通費	1,138,654
印刷費	2,729,042
広告費	7,520,095
文具費	148,891
食糧費	153,118
宿泊費	182,090
雑費	251,063
今回計	19,226,995
総計	19,226,995

報告書受理年月日 平成19年8月13日 第1回報告分

候補者氏名	皆吉稻生	所属党派	民 主 党	期	5月31日から8月7日まで
出納責任者氏名	鶴野甚吉			間	第1回分

収 入

主たる寄附（氏名）（職業）（寄附額）	円
民主党鹿児島県参議院選挙区	
第1総支部	22,000,000
徳永 鉄郎 会社員	120,000
有島 静香 会社員	100,000
池辺 信博 無 職	120,000
川野 和幸 会社員	120,000
新内 親典 会社員	120,000
その他の収入	1,000,000

今回計 23,580,000

総計 23,580,000

支 出

人件費	6,360,000
家屋費	2,356,600
選挙事務所費	2,356,600
通信費	818,995
交通費	822,020
印刷費	2,729,042
広告費	2,537,849
文具費	162,641
食糧費	106,218
宿泊費	216,110
雑費	487,131
今回計	16,596,606
総計	16,596,606

報告書受理年月日 平成19年8月10日 第1回報告分

候補者氏名	皆吉稻生	所属党派	民 主 党	期	8月8日から8月23日まで
出納責任者氏名	鶴野甚吉			間	第2回分

収 入

円

支 出

円

主たる寄附
（氏名）（職業）（寄附額）
その他の収入 120,000

今回計 120,000
前回計 23,580,000
総計 23,700,000

家屋費 27,116
選挙事務所費 27,116
通信費 66,982
休泊費 86,300
雑費 105,384
今回計 285,782
前回計 16,596,606
総計 16,882,388

報告書受理年月日 平成19年8月23日 第2回報告分

候補者氏名	山口陽規	所属党派	日本共産党	期	6月21日から 8月8日まで
出納責任者氏名	吉行弘子			間	第1回分

収 入

円

主たる寄附
（氏名）（職業）（寄附額）
日本共産党鹿児島県委員会
1,922,480
稲留 光晴 政党職員 100,000
塩崎佐由美 団体職員 48,000
桂田美智子 政党役員 48,000
大田 裕美 団体職員 48,000
永田 潤子 政党役員 40,000
有馬 裕子 政党役員 32,000
その他の寄附 3件 48,000
今回計 2,286,480
総計 2,286,480

支 出

円

人件費 501,150
家屋費 170,000
選挙事務所費 170,000
通信費 33,915
交通費 136,025
印刷費 938,700
広告費 108,000
文具費 84,626
食糧費 107,900
休泊費 29,400
雑費 31,500
今回計 2,141,216
総計 2,141,216

報告書受理年月日 平成19年8月9日 第1回報告分

候補者氏名	山口陽規	所属党派	日本共産党	期	8月9日から 8月31日まで
出納責任者氏名	吉行弘子			間	第2回分

収 入

円

主たる寄附
（氏名）（職業）（寄附額）
日本共産党鹿児島県委員会
8,293
今回計 8,293
前回計 2,286,480
総計 2,294,773

支 出

円

通信費 125,417
文具費 28,140
今回計 153,557
前回計 2,141,216
総計 2,294,773

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第247号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国

家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成19年11月6日

鹿児島県公安委員会委員長 諏訪秀治

遊技機の種類	型 式 名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRアラジンデステイニーSX	サミー株式会社	7P0874
回胴式遊技機	ユメガク	株式会社オーイズミ	7S0807